

2026 年 9 月 21 日

連絡先：

特許部 パートナー弁理士 馬 立栄

(日本語可、スマート製造・意匠及び電気分野担当)

金杜法律事務所

北京市朝陽区東三環中路 1 号環球金融中心弁公楼 18 階

malirong@cn.kingandwood.com

D: +86 10 5878 5120 | M: +86 13641661068 (中国)

King & Wood 法律事務所・外国法共同事業

東京都千代田区丸の内 3-2-3 丸の内二重橋ビル 21 階

D: 03 - 5218 - 6711 | M: +81 80 5912 5678 (日本)

政策・ニュース

[『集積回路配置設計保護条例』が初のシステムの改正を迎える](#)

先日、国务院の李強総理が第 842 号国务院令に署名し、2026 年 8 月に改正後の『集積回路配置設計保護条例』（以下「新『条例』」[参照リンクはこちら](#)）が公布された。新『条例』は 2026 年 10 月 15 日より施行され、主要な内容は以下の通りである。

1) 保護範囲の拡大および基本原則の明確化

新『条例』は、「集積回路」および「集積回路配置設計」の定義を整備し、光子や量子などの機能を備えた集積回路配置設計についても、新『条例』に依拠して保護を与えることができることを明確にした。同時に、保護される配置設計は独創性を有していなければならない、配置設計の保護は思想、処理過程、操作方法または数学的概念などには及ばない旨を明確に規定した。

2) 登録出願および審査手続の整備

新『条例』は、配置設計の出願が真実の創作活動に基づくものでなければならない、不正や虚偽があってはならない旨を明確にした。出願の際には、願書、複製物または図面などの書類に加え、独創性声明を提出すべきであり、複製物または図面は配置設計の独創性を有する部分を明確に表示できるものでなければならない、独創性声明には独創性を有する設計領域、設計要点および対応する機能を明示しなければならないとした。新『条例』は、不可抗力事由またはその他の正当な理由により期限を失念・遅延した当事者のため、権利回復制度も規定した。

3) 権利帰属の規範化および配置設計の活用促進

新『条例』は、法人または非法人組織が主導する創作、共同創作、および委託創作の各場合における権利帰属をそれぞれ規定し、関係単位（※訳注、職務発明における従業先に該当）に対し、条件を満たす創作人へ関連規定に従って合理的な奨励金および報酬を付与することを求めた。新『条例』は、配置設計専有権の保護期間を10年と明確にし、出願日または世界中のいずれかの場所において初めて商業利用された日のうち、いずれか早い日から起算することとした。ただし、登録または商業利用の有無にかかわらず、創作完成日から15年経過後は保護を受けられない。

4) 侵害救済および秘密保護の強化

新『条例』は、保護される配置設計が登録された複製物または図面に表示された内容を基準とし、独創性声明は配置設計の独創性を解釈するために使用できることを明確にした。侵害賠償額は、権利者の実際の損失、侵害者の違法所得、またはライセンス料の倍数に基づき確定し、故意の侵害でかつ態様が重大な場合には、1倍以上5倍以下の懲罰的賠償を適用できるとした。新『条例』は、行政処理、合法的由来および善意の商業利用などのルールも整備し、未公開の配置設計情報に対する秘密保護を強化した。

国務院が『知的財産権保護および活用「第15次5カ年計画」』を發布

2026年7月31日、国務院は『知的財産権保護および活用「第15次5カ年計画」』（国発〔2026〕30号）（以下「『計画』」[参照リンクはこちら](#)）を發布し、「第15次5カ年計画」期における知的財産権事業の全体要求、目標指標、重点タスクおよび専門工程を明確にした。主要内容は以下の通りである。

1) 発展目標および指標指向の明確化

『計画』は、2030年までに我が国の知的財産権の総合力および国際競争力をさらに強化し、知的財産権保護をより強力にし、市場価値をより具現化させ、知的財産強国建設において決定的な進展を遂げることを提起した。2035年の展望として、知的財産権の総合競争力を世界前列に位置させ、中国の特色を有する世界水準の知的財産強国を基本構造として建設することを目指すとした。『計画』は6項目の主要な予測性指標を設定し、「人口1万人あたりの高価値特許保有量」を引き続き重要指標として位置づけ、2030年までに同指標が22件以上に達することを提起し、科学技術イノベーションおよび経済社会の高品質発展に対する知的財産権の実際の貢献度をより一層強調した。

2) 知的財産権保護環境の継続的な最適化

『計画』は、知的財産権の法律法規を健全化し、専利関連法制度を継続的に整備し、商標法および同实施条例の改正を推進し、集積回路配置設計に関する法規・法令を改定し、人工知能生成物、アルゴリズム、データ、プラットフォーム経済、オープンソースなどの新興分野における知的財産権保護ルールを整備することを提起

した。同時に、『計画』は司法保護、行政保護および連携した保護の体系をさらに健全化し、知的財産権侵害に対する懲罰的賠償制度をいっそう充実させ、虚偽・悪意による訴訟や知財の濫用を抑止・厳格に対処すること、ならびに涉外知財紛争への対応、海外での権利行使支援、クロスボーダーEC（越境EC）における知的財産保護を強化する方針を示した。

3) 知的財産権の活用効能の向上および新質生産力の発展促進

本計画には、「まず使用させ後から対価を支払わせる方式」や「まず事業化させ後から株式化する方式」といった成果活用モデルを普及させ、特許オープンライセンス制度を全面的に実施することが盛り込まれた。また、職務発明（成果）の発明者に対する権限付与および収益分配改革を深化させ、専利出願前の評価、動的な棚卸し、ならびに等級別管理（※訳注：保有特許の定期的見直しとランク分け管理）の制度を整備するとした。

さらに、重要分野のキーテクノロジーを中心に高価値特許および特許ポートフォリオを育成し、特許ナビゲーション事業を推進するとともに、産業知的財産権イノベーションコンソーシアムの構築や重点産業における特許プールの形成を通じて特許集積型産業を発展させ、人工知能、ビッグデータ、クラウドコンピューティング、ブロックチェーン、グリーン・低炭素といった分野における知的財産サービスおよび保護基盤を強化することを掲げた。

4) 知的財産権の総合ガバナンス体系、公共サービス体系および国際協力枠組みの健全化

本計画では、特許および商標の審査品質と管理水準の向上、知的財産公共サービスの拡充、信用管理制度や人材育成、ならびに官民連携による共同ガバナンスメカニズムの整備を図るとともに、オンライン・オフライン双方における知財関連手続きの一律受付および統一基準での処理を推進することが求められた。

同時に、グローバルな知財ガバナンスへ積極的に参画し、人工知能、ビッグデータ、グリーン・脱炭素といった新興分野における国際ルールや標準規格の策定に深く研究・参画するとともに、「一帯一路」における知財協力を継続的に深化させ、国内のイノベーション主体による海外での特許、商標、地理的表示（GI）の出願・権利化を支援する方針を示した。

判例

 **最高裁：特許が無効とされた場合、侵害紛争における被告の鑑定費用は原告が負担する**

事件概要

最高人民法院（以下「最高裁」）は、上訴人である深圳市凡某科技有限公司（以下「凡某社」）と、被上訴人である深圳市韶某科技有限公司（以下「韶某社」）との間の特許権侵害紛争事件について終審裁定を下した。本件特許が二審期間中に全件無効と宣告されたため、最高裁は第一審判決を取り消し、特許権者である韶某社の控訴を却下するとともに、双方が第一審で支出した鑑定費用について全額韶某社が負担するよう裁定した。

韶某社は、名称を「骨伝導スピーカ」、特許番号を「201710184303.7」とする特許（以下「本件特許」）の特許権者である。韶某社は、凡某社が製造、販売、許諾販売した骨伝導イヤホン製品（以下「被疑侵害製品」）が本件特許権を侵害したと主張し、凡某社に対して上記行為の停止、ならびに経済的損失および合理的な権利行使費用として計 30 万元の賠償を買い求めた。

第一審期間中、凡某社は法廷で被疑侵害製品の販売および許諾販売行為を実施したことを認めたが、被疑侵害製品が自社により製造された点については否定した。当事者双方が鑑定申請を提出し、それぞれ鑑定費用 58,000 元を予納して鑑定を行った結果、被疑侵害製品は本件特許権の保護範囲に入っており、凡某社の公知技術抗弁は成立しないと判断された。これに基づき、第一審裁判所は凡某社に対して侵害停止、韶某社に対する経済的損失および合理的な権利行使コスト計 10 万元の賠償を判決し、第一審案件受理费 5,800 元および鑑定費用 116,000 元を全額凡某社の負担と命じた。

凡某社は第一審判決を不服として最高裁に上訴を提起し、第一審判決の取消しおよび韶某社の訴訟請求の全件却下を求めた。

二審期間中に、国家知識産権局は第 565826 号無効宣告請求の審決を下し、本件特許権を全件無効と宣告した。この変化に基づき、最高裁の審理は主に以下の 2 つの問題を中心に展開された、（一）本件特許権が全件無効と宣告された後、本件侵害訴訟をどのように処理すべきか。（二）双方が第一審で支出した鑑定費用は誰が負担すべきか。

まず、本件侵害訴訟について、最高裁は、司法解釈に基づき、韶某社が特許権を主張する請求項がいずれも国家知識産権局によって無効と宣告された以上、人民法院は上述の請求項に基づく控訴を裁定により却下することができると判断した。もし本件特許の請求項を無効とした行政決定が発効した行政判決により取り消され、すなわち本件特許の請求項が最終的に有効と維持された場合、韶某社は別途特許侵害訴訟を提起することができる。

次に、第一審で支出された鑑定費用について、最高裁は、鑑定費用は訴訟費用に属し「敗訴者負担の原則」が適用されるべきであり、二審において第一審の裁判結果を変更する場合は、第一審の訴訟費用の負担も対応に調整すべきであると判断した。本件は、本件特許権が全件無効と宣告されたことにより控訴が裁定で却下されたものであるが、本件訴訟は韶某社によって提起されたものであり、控訴の権利基礎が全件無効と宣告された過失は韶某社にあるため、韶某社が訴訟の不利益な結果を負担すべきであり、訴訟中に発生した鑑定費用は全額同社が負担すべきとした。

仮に今後、特許行政訴訟を経て本件特許権が有効と維持された場合、韶某社が本件のために支出した鑑定費用については、将来凡某社に対して提起する特許侵害訴訟において賠償要素として別途主張することが可能である。

以上より、最高裁は 2024 年 4 月 16 日に終審裁定を下し、第一審判決を取り消して韶某社の控訴を却下した。また、韶某社が予納した第一審案件受理费 5,800 元および凡某社が予納した二審案件受理费 2,300 元を返還することとし、韶某社が予納した 58,000 元の鑑定費用は同社の自己負担とするとともに、韶某社に対し、本裁定の発効日から 10 日以内に凡某社が予納した 58,000 元の鑑定費用を凡某社へ支払うよう命じた。

二審事件番号：（2023）最高法知民終 2221 号。[判決文のリンク先はこちら。](#)

典型的意義

本件は、特許侵害訴訟において、本件特許が無効と宣告されたことにより原告の控訴が裁定で却下された場合、訴訟中に発生した鑑定費用は普通原告が負担することを明確にした。同時に、無効宣告決定がその後に発効した行政判決により取り消された場合、原告は別途提起する特許侵害訴訟において当該鑑定費用について一律に賠償を主張できることも明確にした。

本件は、特許無効とされた場合、侵害紛争での鑑定費用の負担ルールについて明確な指針を提供するものであり、特許権者が侵害訴訟を提起する際、特許権の安定性および関連する鑑定コストを訴訟リスク評価に組み入れるべきであることを示唆している。